

第3章 自殺対策における取組

1. 基本理念

自殺総合対策大綱の基本理念にのっとり、自殺対策の本質を「生きることの支援」として捉え、本市における自殺対策の理念を「いのち支える自殺対策」として、「誰も自殺に追い込まれることのない岩出市」の実現を目指します。

2. 基本方針

「誰も自殺に追い込まれることのない岩出市」を実現するため、国の自殺総合対策大綱及び和歌山県自殺対策計画を踏まえ、本市の現状から自殺対策の基本方針を定めます。

（１）生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、地域全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開します。

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

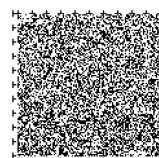
そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進します。

（２）関連施策との連携で総合的に対策を展開する

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺リスクが高まる恐れのある人が安心して生きられるように、精神保健の視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を実施します。また、このような包括的な取組を実施するため、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携します。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果をさらに高めるため、そうした分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

関連分野として、地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度等との連携を推進し、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。



（３）対応の段階に応じた対策を展開する

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」など、それぞれのレベルにおいて強力かつ総合的に推進します。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という３つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じます。

（４）啓発と実践を両輪として推進する

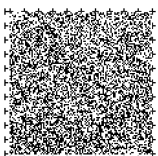
市民一人ひとりが、自殺に追い込まれる危機に遭遇する可能性があるということを認識し、危機に至った人の心情や背景について正しく理解を深めること、危機に至った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、地域全体の共通認識となるよう啓発を実施します。

（５）関係者の役割を明確化し、連携・協働しながら推進する

県、市、関係機関、民間団体、企業・事業所、市民は、それぞれの役割を認識し、相互に連携し、協働することで自殺対策を総合的に推進していきます。

（６）自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

自殺対策基本法第９条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。」と定められていることから、このことを改めて認識し、本市の自殺対策に取り組みます。



3. 施策の体系

「誰も自殺に追い込まれることのない岩出市」を実現するための施策体系は、6つの基本方針、7つの基本施策、及び4つの重点施策から構成されます。

理念

誰も自殺に追い込まれることのない岩出市

基本方針

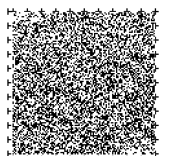
- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との連携で総合的に対策を展開する
- (3) 対応の段階に応じた対策を展開する
- (4) 啓発と実践を両輪として推進する
- (5) 関係者の役割を明確化し、連携・協働しながら推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の養成及び確保
- (3) 自殺予防のための啓発や教育の充実
- (4) 職場環境の整備・充実
- (5) 精神保健医療サービスの体制の整備
- (6) 相談体制の充実
- (7) 自殺リスクの高い要因への取組

重点施策

- (1) 高齢者の自殺対策の推進
- (2) 生活困窮者に関わる自殺対策の推進
- (3) 勤務者・経営者に関わる自殺対策の推進
- (4) 無職者・失業者に関わる自殺対策の推進



4. 各施策における評価指標

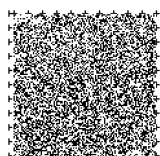
基本施策及び重点施策における評価指標を以下のとおり設定します。

(1) 基本施策

基本施策	指標	2期目目標
地域におけるネットワークの強化	自殺対策連絡協議会の開催回数	年1回以上
自殺対策を支える人材の養成及び確保	ゲートキーパー養成研修受講者数	年80人以上
自殺予防のための啓発や教育の充実	市広報紙やウェブサイトでの自殺予防のための情報発信	年3回
	市民向け講演会の参加人数（講座、映画など）	年50人
職場環境の整備・充実	働き方の見直しに関する情報提供（ウェブサイト）	年1回
精神保健医療サービスの体制の整備	節度ある適度な飲酒の知識を持つ人の割合	50%以上
相談体制の充実	相談窓口リーフレットの配布数	年5,000部
自殺リスクの高い要因への取組	ひきこもり者の居場所の利用者数	年360人

(2) 重点施策

重点施策	指標	目標
高齢者の自殺対策の推進	介護予防教室等の参加人数	年800人
	高齢者交流事業の参加人数	年100人
勤務者・経営者に関わる自殺対策の推進	働き方の見直しに関する情報提供（ウェブサイト）【再掲】	年1回
生活困窮者に関わる自殺対策の推進	生活困窮者・無職者・失業者に関わる相談窓口リーフレットの配布数	年1,000部
無職者・失業者に関わる自殺対策の推進		



5. 7つの基本施策

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない岩出市」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、自殺対策関係団体と連携し、ネットワークをさらに強化します。

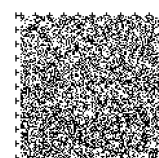
直接、自殺防止や遺族への支援を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連する分野での活動する民間団体との連携を一層強化します。

(1) 地域におけるネットワークの強化

取組	取組内容
自殺対策関係団体との連携	自殺対策に取り組む様々な関係団体と連携、協働して自殺対策を推進します。
関係機関との情報共有	救急医療機関、保健所等の関係機関と、自殺未遂者等の情報共有を図ります。

(2) 民間団体との連携強化

取組	取組内容
社会福祉協議会活動の支援	社会福祉協議会に対して、社会福祉の増進を図る目的で補助することにより、きめ細やかな福祉活動の展開を促進します。
民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員の活動を支援し、活動の円滑化を図るとともに、岩出市民生委員児童委員協議会に対して、その活動に要する経費の一部を助成し、社会福祉の増進を図ります。
地域福祉計画の推進	地域福祉計画の推進を図ることにより、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めます。
自殺対策関係団体との連携【再掲】*	自殺対策に取り組む様々な関係団体と連携、協働して自殺対策を推進します。
放課後児童クラブの推進	小学校児童を対象に共働き家庭等児童の放課後健全育成を図るため、保護者や子どもの状況把握を行い、悩みを抱えた子どもや保護者の把握に努めます。
コミュニティスクール事業	岩出市内各学校に学校運営協議会を設置し、学校や地域が抱える様々な課題を解決するため、学校と保護者や地域住民が連携した取組を行い、地域とともに特色ある学校づくりを行います。



基本施策 2 自殺対策を支える人材の養成及び確保

自殺対策において、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修を実施し、人材の確保や養成を図ります。精神保健医療福祉従事者や教職員への研修のみならず、民生委員・児童委員などの地域の担い手、行政職員へのゲートキーパー養成研修も引き続き実施します。

(1) 精神保健医療福祉従事者の資質向上

取組	取組内容
職員研修 (メンタルヘルス研修)	メンタルヘルス研修の実施により、市職員の心身の健康管理を図ります。
地域保健スタッフの資質の向上	保健師等が自殺対策に関する研修会等に参加するなど、職員全体に正しい知識が深まるように、各種研修機会を活用し、職員の資質向上を図ります。

(2) 教職員の資質向上

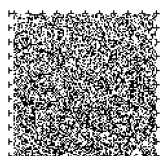
取組	取組内容
教職員研修	教職員における児童生徒への理解を深め、気づきや支援、相談における知識や技術の向上を図るため、研修を実施します。

(3) 地域で自殺対策を支える人材の養成

取組	取組内容
民生委員・児童委員研修	ゲートキーパー養成研修を民生委員・児童委員向けに開催するとともに、研修機会の拡大、内容の充実を図ります。
ゲートキーパー養成研修	自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。
ボランティアの養成 (各種養成講座)	各種ボランティア養成講座を開催し、自殺予防やボランティア等の人材確保や育成を図ります。

(4) ゲートキーパーをはじめとする人材の養成

取組	取組内容
職員研修 (ゲートキーパー養成研修)	庁内における窓口や相談、徴収業務等の際、早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施します。



取組	取組内容
職員資格取得の助成	精神保健関連の資格取得や検定受験の経費助成を行うことで職員のスキルアップを目的とした資格取得を促進します。資格取得により、市民からの相談に応じる職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担います。
民生委員・児童委員研修【再掲】*	ゲートキーパー養成研修を民生委員・児童委員向けに開催するとともに、研修機会の拡大、内容の充実を図ります。
ゲートキーパー養成研修【再掲】**	自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。

*【初出】基本施策2 (3)地域で自殺対策を支える人材の養成 **【初出】基本施策2 (3)地域で自殺対策を支える人材の養成

(5) 支援者等への支援

取組	取組内容
自殺対策従事者等への こころのケアの推進	労働安全衛生法に基づき、職員等のストレスチェックを実施し、職員のメンタル不調の未然防止を図ります。また、職員のストレス未然防止のため、衛生管理者によるこころや体の相談(ニコニコ相談)を実施します。
家族等の支援者への支援	家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。
民生委員・児童委員研修【再掲】*	ゲートキーパー養成研修を民生委員・児童委員向けに開催するとともに、研修機会の拡大、内容の充実を図ります。

*【初出】基本施策2 (3)地域で自殺対策を支える人材の養成

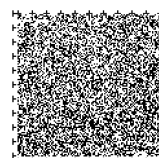
基本施策3 自殺予防のための啓発や教育の充実

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解について、自殺予防週間等の啓発や講座・映画上映等を通じて深めるとともに、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが共通認識となるよう機会を捉えて、積極的に普及啓発を行います。

また、児童生徒に対しては、命の大切さやSOSの出し方に関する教育等を推進し、自殺予防のための教育をさらに推進します。

(1) 自殺に関する正しい知識の普及と啓発

取組	取組内容
自殺予防週間の啓発	自殺予防週間(9月10日から16日まで)において、国、県、関係団体と一体となって、集中的に啓発事業及び支援策を実施します。
自殺対策強化月間の啓発	自殺対策強化月間(3月)において、国、県、関係団体と一体となって、集中的に啓発事業及び支援策を実施します。

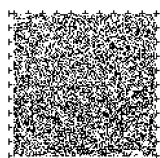


取組	取組内容
自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組	講座や映画会等の機会を通じ、自殺や精神疾患に対する正しい理解を広げます。
メディアを活用した啓発	自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識、ゲートキーパーの役割、こころの悩みや病気の相談窓口情報等について、市ウェブサイト・市広報紙等を活用し、普及啓発を行います。
リーフレットや啓発グッズによる周知	イベント時等に相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、自分自身及び周囲の人のメンタルヘルスに関心を持つよう啓発をします。また、のぼり旗やポスターの掲示等により、自殺対策について理解を深め、広く啓発を行います。
児童生徒への長期休業前の啓発	市内各小中学校において、夏休み前に児童生徒向けの悩み等の相談窓口の周知を行います。

(2) うつ病等についての普及と啓発

取組	取組内容
うつ病等についての普及啓発	うつ病等への対応に関する内容の自殺防止リーフレットにおいて、うつ病等に対する正しい知識の普及啓発を行います。また、市広報紙等において、自殺とうつ病等の関連についての記事を掲載し、知識の普及啓発に努めます。
ハイリスク者対策の推進	うつ病、統合失調症、アルコール依存症等の自殺の危険因子を抱えたハイリスク者に対する継続的な治療・援助体制や地域での関係機関等の連携体制を強化します。
家族等の気づきの促進と普及啓発	悩みを抱えた勤労者の心身の変調に、家族等の身近な人がいち早く気づくことができるよう、うつ病や自殺の危険を示すサインや適切な相談窓口についての普及啓発を進めます。
自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組 【再掲】*	講座や映画会等の機会を通じ、自殺や精神疾患に対する正しい理解を広げます。

*【初出】基本施策3 (1) 自殺に関する正しい知識の普及と啓発



(3) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

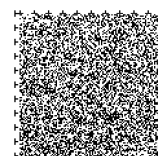
取組	取組内容
通級指導教室事業	市立の学校にLD等通級指導教室を開設し、発達障害等のある児童に対して個別支援を行います。集団生活に向け、対象児童生徒の障害の状態を改善・克服するための自立活動を中心に、自尊感情及びコミュニケーションスキルの向上を図ります。
教育相談・教育支援の充実	特別支援を要する児童生徒には個別の教育支援計画「つなぎ愛シート」を作成し、保護者や関係機関との連携を密にします。毎年、更新することで継続的な支援計画の確立に努めます。
命を大切にする授業の充実	学校教育全体を通じた道徳教育や人権教育等の実施により、命を大切にするところや他人を思いやるところを育て、子どもの豊かなところの育成を図ります。
命の大切さを育む教育の推進	市内小学校において、命の大切さを育むため、「人権の花運動」を実施します。また、人権を大切にするところを育むため、人権擁護委員による「人権教室」を実施します。
子ども読書活動の推進	自殺予防週間等の機会を捉えて、岩出図書館の児童書架で関連図書の展示を行います。また、学校図書室等で関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報提供を行います。併せて、学校司書が発行する図書だよりでも関連図書を紹介するなど啓発に努めます。

(4) SOSの出し方に関する教育の実施

取組	取組内容
児童生徒の自殺対策に資する教育の推進	授業において、様々な困難やストレスへの対処方法（SOSの出し方等）について学習する機会を設けます。
情報モラル教育の実施	市内小中学校において、情報モラルを扱った教材・資料を活用した授業の実施や外部講師を招へいした情報モラル講座を開催し、児童生徒と保護者への啓発を行います。
子どもの人権SOSミニレターの配布	市内各小中学生に対して、人権擁護委員の協力の下、いじめや暴力など子どもたちの悩みや困りごとの相談にこたえる活動としてミニレターを配布し、リスクの回避を図ります。

(5) インターネット等の活用

取組	取組内容
ウェブサイトによる普及啓発	自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、市ウェブサイトによる啓発を行います。



基本施策 4 職場環境の整備・充実

国の「働き方改革実行計画」により、全国的に長時間労働の是正が図られることが期待されています。本市においても、長時間労働是正の機運醸成のため、周知啓発を図るとともに、職場におけるハラスメントの防止やメンタルヘルス対策等を促進することで、仕事と家庭の両立ができるより良い職場環境づくりを引き続き推進します。

(1) 長時間労働の是正等、働き方の見直しに向けた取組の推進

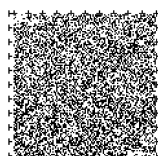
取組	取組内容
ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの取組事例等をパンフレット等で紹介し、意識啓発を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。
多様で柔軟な働き方の推進	多様で柔軟な働き方の取組事例等をパンフレット等で紹介し、意識啓発を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。
勤務問題の現状や対策についての周知・啓発	関係団体と連携を図りながら、市内企業・団体に対して勤務問題の現状や対策の必要性等を周知・啓発します。

(2) ハラスメント防止

取組	取組内容
ハラスメント防止に関する情報提供及び周知啓発	各種ハラスメントに関する情報を提供し、併せて相談窓口の周知を図ります。また、商工会において会員を対象に毎年人権研修を行う中で、ハラスメントに関する情報を提供し、理解促進・普及啓発を行います。 職場でのパワハラ等を含めた各種問題の相談窓口である労働相談の情報提供を行い、職場でのトラブルを早期に解決することにより、こころの健康確保と自殺等の予防を図ります。
ふれあいなんでも相談の案内	社会福祉協議会が行うふれあい相談や税務相談、民事・登記相談のふれあい専門相談、弁護士相談についても案内します。

(3) 職場におけるメンタルヘルスの推進

取組	取組内容
働く人のこころの健康に関する情報提供	関係団体のメンタルヘルス対策事業の情報提供を行うことで、労働者の心身の健康を保持増進します。



取組	取組内容
自殺対策従事者等へのこころのケアの推進 【再掲】*	労働安全衛生法に基づき、職員等のストレスチェックを実施し、職員のメンタル不調の未然防止を図ります。また、職員のストレス未然防止のため、衛生管理者によるこころや体の相談（ニコニコ相談）を実施します。
職員研修 （メンタルヘルス研修）【再掲】**	メンタルヘルス研修の実施により、市職員の心身の健康管理を図ります。

*【初出】基本施策2（5）支援者等への支援 **【初出】基本施策2（1）精神保健医療福祉従事者の資質向上

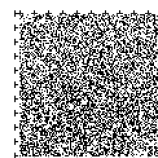
基本施策5 精神保健医療サービスの体制の整備

自殺行動に至る人の中には、背景にある様々な悩みにより心理的・精神的に追いつめられた結果、アルコール健康障害や抑うつ状態、うつ病等の精神疾患を発症していることも少なくないといわれています。このため、自殺対策としての精神保健医療は大切です。

今後も自殺のリスクがある人の早期発見に努めた上で、その必要に応じて精神科医療につなぐ取組を進め、自殺に追い込まれる背景にあった問題に対して包括的に支援できるよう、精神科医療と保健、福祉の連動性を一層高めます。

（1）精神科医療、保健、福祉等の各施策のつながりの推進

取組	取組内容
妊産婦のうつ病の早期発見	妊産婦の健康状態の把握や産後うつ病の早期発見に努め、医療機関と連携し支援を行います。
高齢者のうつ病の早期発見	ひとり暮らし高齢者の訪問等の機会を活用して、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。
精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	医療、保健、福祉等の支援が必要な人に対し、関連のある施策等を案内し、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。
自立支援医療の周知	精神疾患のために通院医療を受けるときに、医療費の自己負担額を軽減するもので、必要な方が制度を利用できるよう周知をします。
重度心身障害児者医療の周知	重度心身障害児者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るために医療費の自己負担額を助成するもので、必要な方が制度を利用できるよう周知をします。



(2) 精神科医療体制の充実

取組	取組内容
精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備【再掲】*	医療、保健、福祉等の支援が必要な人に対し、関連のある施策等を案内し、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。

*【初出】基本施策5 (1)精神科医療、保健、福祉等の各施策のつながりの推進

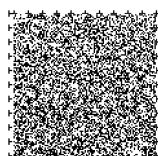
(3) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

取組	取組内容
子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	乳幼児健診時に発達障害が疑われる児童とその保護者に対し、発達の確認や関わり方の助言・相談を行います。また、療育に関わる関係機関と連携を図り、適切に対応します。
子どもに対する精神保健医療支援	うつ病等で、自傷行為をする恐れのある子どもの保護者に対し、相談窓口の案内、医療機関等への受診を促します。

(4) 自殺のリスクを高めるアルコールなどの依存症の対策

取組	取組内容
アルコールに関する正しい知識の普及啓発	市広報紙等に適正飲酒についての記事を掲載するとともに、アルコールがもたらす問題について啓発を行います。
アルコール依存症等に関する相談窓口の案内	地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方またはその家族等への相談窓口の情報提供を行います。
薬物乱用防止の啓発	大麻、覚醒剤、危険ドラッグの乱用防止に向け、保健所や医療機関と連携し啓発を行います。
薬物乱用防止教育啓発	児童生徒を対象にアルコールや危険ドラッグの乱用防止に向け、保健所や医療機関と連携した講座の開催や啓発を行います。
ハイリスク者対策の推進【再掲】*	うつ病、統合失調症、アルコール依存症等の自殺の危険因子を抱えたハイリスク者に対する継続的な治療・援助体制や地域での関係機関等の連携体制を強化します。

*【初出】基本施策3 (2)うつ病等についての普及と啓発



基本施策 6 相談体制の充実

こころの健康や人権に関する相談をはじめ、子どもから大人まで様々な立場にある人を対象とした相談体制を整備するとともに、相談窓口を今後もより広範囲に周知し、必要としている人が必要な情報を入手できるようにします。

(1) こころの健康などに関する相談

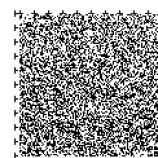
取組	取組内容
健康相談	健康や育児等について、定期的・随時に各担当課において相談を実施します。また、精神疾患を有する（または疑いのある）本人や家族等からの相談に応じ、面接や訪問を実施し、必要に応じて保健所や医療機関と連携・対応します。

(2) 人権に関する相談

取組	取組内容
人権相談	いじめや差別等の人権に関する相談について、人権擁護委員や市職員による相談を行います。

(3) 子どもや若者に関する相談

取組	取組内容
家庭児童相談	家庭児童福祉の向上を図るため家庭相談員を設置し、家庭における児童の養育に関する相談指導を行います。
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るとともに児童虐待の早期発見・防止に努めます。
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置	学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒及び保護者、教職員へのカウンセリング、保護者及び教職員に対するコンサルテーション及び協議等を行います。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との調整や、社会福祉的な立場からのケアや指導、助言を行います。
教育支援委員会事業	新入児童生徒及び在校児童生徒について、関係機関と連携し、情報共有と就学指導を行い、本人・保護者と市教育委員会・学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意に向けた検討を行います。
若者への就職支援	関係機関と協力して、就職支援セミナーや就職フェアを開催します。また、必要に応じて若者の就職をサポートする窓口を案内します。
生活状況に応じた対応策の推進	若年層が抱える様々な問題に対し、相談支援機関との連携を強化し、社会参加や就労等の個別支援を推進します。



(4) 男女共同参画に関する相談

取組	取組内容
男女共同参画に関する相談	男女共同参画を阻害する様々な悩みについての相談を行います。

(5) 犯罪被害者等に対する相談

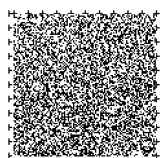
取組	取組内容
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者がひとりで悩み、孤立することがないように犯罪被害者支援に取り組む団体との連携に努め、犯罪被害者等支援のより一層の充実に努めます。

(6) 多重債務等に関する相談

取組	取組内容
消費生活相談	消費生活被害に遭わないよう啓発を行うとともに、被害に遭った場合の相談・支援を行い、健全で快適な消費生活を促進します。
多重債務解決支援	多重債務を抱える人に対し、相談員が個別の相談に応じ、考えられる解決方法を検討・助言します。また、関係機関等と連携を図り、必要に応じて専門機関を紹介・案内します。

(7) 経営者に対する相談

取組	取組内容
経営者に対する相談	市ウェブサイト、チラシ等で各種相談機関や支援機関を紹介します。



(8) わかりやすい相談窓口情報の提供

取組	取組内容
障害者に関する相談支援	障害福祉サービスの利用援助や情報提供、訪問等の相談支援を行うことで、本人や家族がひとりで抱え込まないようにします。障害のある人を対象とした日中活動を実施することで、当事者同士の交流や居場所の提供を行います。また、障害のある人の就労支援を行うことで、経済的な基盤の安定を図り、生活困窮者や失業者に対しての支援となるため、関係団体の情報提供を行います。
庁内相談窓口の周知	市役所等で相談事業を実施するどの場においても、相談窓口が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。
メディアを活用した啓発【再掲】*	自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識、ゲートキーパーの役割、こころの悩みや病気の相談窓口情報等について、市ウェブサイト・市広報紙等を活用し、普及啓発を行います。
リーフレットや啓発グッズによる周知【再掲】**	イベント時等に相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、自分自身及び周囲の人のメンタルヘルスに関心を持つよう啓発をします。また、のぼり旗やポスターの掲示等により、自殺対策について理解を深め、広く啓発を行います。

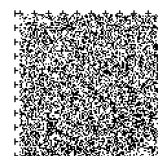
*【初出】基本施策3 (1) 自殺に関する正しい知識の普及と啓発 **【初出】基本施策3 (1) 自殺に関する正しい知識の普及と啓発

基本施策7 自殺リスクの高い要因への取組

「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組により、引き続き地域の自殺リスクの低下を推進します。

(1) 子どもを貧困や虐待から守る施策の実施

取組	取組内容
子育て支援短期利用事業	児童の保護者が社会的事由により、児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等で児童を一時的に養育します。また、DV 被害等社会的養護を必要とする母子を母子生活支援施設で一時的に保護します。児童養護施設等を利用することにより保護者の育児不安を解消することで、自殺リスクの軽減にもつなげます。
ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員、援助（スタッフ）会員からなる相互援助活動をセンター事務局（アドバイザー）が調整し、育児の相互援助を行います。
地域子育て支援センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、各種子育て支援事業を実施します。
病後児保育事業	病気回復期に病後児を専用保育施設で預かることにより、保護者の育児不安の軽減につなげます。
教育・保育施設・地域型保育施設の運営	公立・私立保育所、認定こども園、地域型保育施設等で保育を実施します。教育・保育施設に児童を預けることにより、保護者の育児不安の軽減につなげます。

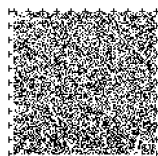


取組	取組内容
養育支援訪問事業 【再掲】*	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るとともに児童虐待の早期発見・防止に努めます。
虐待防止支援体制の強化、社会的養護の充実	児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク因子になる場合があることから、その発生予防から、虐待を受けた子どもが地域で孤立せず、社会的な自立を果たすまでの対策を強化し、里親制度の充実を含めた社会的養護の充実を図るとともに、子育てに関する悩みや養育不安を抱えている保護者に対し助言を行い、精神面のフォローをすることで虐待防止を図ります。
虐待通報の周知	児童虐待を受けたと思われる児童の早期発見、早期対応を目的とした児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、広報、啓発活動を実施します。

*【初出】基本施策6（3）子どもや若者に関する相談

（２）ひとり親家庭への支援

取組	取組内容
母子家庭総合支援事業	自立支援教育訓練給付事業、高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭等医療費助成事業の実施により、経済的困窮等の自殺リスクの軽減を図ります。
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の方へ仕事や経済的な支援に関する情報提供を行うとともに、相談支援を行います。



(3) 妊産婦への支援

取組	取組内容
新生児訪問指導事業	子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できるようにします。
子育て世代包括支援センター事業	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的相談支援を提供するとともに、産後うつ病の予防を含めた妊産婦のメンタルヘルス対策を強化します。

(4) ひきこもり当事者等への支援

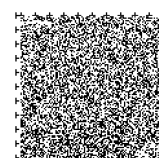
取組	取組内容
ひきこもり支援ステーション事業	ひきこもり支援に関する相談窓口や支援機関の情報発信及び関係機関とのネットワークづくりや支援拠点づくり等を通じて、ひきこもりの状態にある本人の状況を踏まえた早期支援、自立支援を図ります。
居場所づくりの推進	生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者等、孤立のリスクを抱える人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、居場所づくりを進めます。
リフレッシュするための支援	各種講座・教室の開催、社会教育施設の貸出等を行うことにより、交流の場を提供し、ストレス解消、リフレッシュのための支援を行います。生きがいくくりや健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を図ります。
教育支援センター事業	教育支援センターに指導員を置き、毎週月曜日から金曜日に不登校児童・生徒に対する教育相談、在籍校への復帰や自立を図るために指導及び援助、学校等関係機関との連携を図ります。

(5) 困難を有する女性への支援

取組	取組内容
母子生活支援施設措置事業	経済的困窮や、DV避難してきた配偶者のいない女子またはこれに準ずる女子及びその児童を入所・保護し、自立促進のため、生活を支援します。
女性・DV相談	性犯罪・性暴力、配偶者による暴力等の被害を受けた女性の相談や保護を行うことで、精神的な負担軽減を図るとともに、その着実な支援のために司法や警察等の関係機関との連携を強化します。

(6) 性的マイノリティへの支援

取組	取組内容
性的マイノリティへの理解促進	性的マイノリティに関する情報提供や学習機会を設けることで、意識啓発を図るとともに、人権尊重の視点から人権教育や人権啓発を推進します。



(7) がん患者、難病患者等への支援

取組	取組内容
がん患者・難病患者等への支援	がん患者・難病患者、長期療養児及びその家族の不安や悩みの相談支援体制の周知のほか、講演会等を開催するとともに、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
病気に関する悩みに対する支援	生活習慣病、難病、がん、認知症といった健康問題の背景にうつ病などの精神疾患が隠れている場合があることから、医療機関等と連携し身体面・経済面などの不安感の軽減を図ります。

(8) 自殺の危険から守るための取組

取組	取組内容
ハイリスク者対策の推進 【再掲】*	うつ病、統合失調症、アルコール依存症等の自殺の危険因子を抱えたハイリスク者に対する継続的な治療・援助体制や地域での関係機関等の連携体制を強化します。

*【初出】基本施策3 (2)うつ病等についての普及と啓発

(9) インターネット上の自殺情報対策の推進

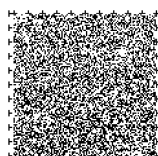
取組	取組内容
インターネットと人権	市内中学1年生の生徒とその保護者を対象に、インターネットと人権のパンフレットを配布し、スマートフォンの利用について啓発を行います。
情報モラル教育の実施【再掲】*	市内小中学校において、情報モラルを扱った教材・資料を活用した授業の実施や外部講師を招へいした情報モラル講座を開催し、児童生徒と保護者への啓発を行います。

*【初出】基本施策3 (4)SOSの出し方に関する教育の実施

(10) 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止

取組	取組内容
自殺未遂者等への支援	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者及びその家族等に対する相談体制の充実を図るとともに、医療機関等との連携体制を整えリスクの軽減に努めます。
居場所づくりの推進【再掲】*	生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者等、孤立のリスクを抱える人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、居場所づくりを進めます。
庁内相談窓口の周知【再掲】**	市役所等で相談事業を実施するどの場においても、相談窓口が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。

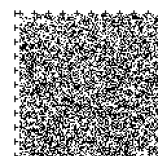
*【初出】基本施策7 (4)ひきこもり当事者等への支援 **【初出】基本施策6 (8)わかりやすい相談窓口情報の提供



(11) 遺された人の支援の充実

取組	取組内容
遺された人に対する支援の充実	遺された親族等の支援に係る情報提供を行います。
児童扶養手当の支給	児童を監護している父母または父母に代わって児童を養育している方（養育者）に手当を支給します。
庁内相談窓口の周知【再掲】*	市役所等で相談事業を実施するどの場においても、相談窓口が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。

*【初出】基本施策6（8）わかりやすい相談窓口情報の提供



6. 4つの重点施策

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

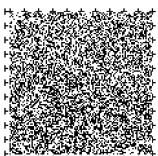
高齢者施策は、これまでも各種の対策・事業が実施されています。高齢者の自殺対策は、既存事業の拡充、既存関連事業の活用や連携により、生きることの包括的支援として施策の推進を図ります。また、要介護者への支援や健康不安の解消を通じて自殺を防止するとともに、閉じこもりや抑うつ状態になり、社会的孤立や孤独感に陥らないよう、今後も居場所づくり、社会参加の機会提供を促進する施策を推進します。

(1) 包括的な支援のための連携の推進

取組	取組内容
高齢者の総合相談・支援	高齢者の総合相談・対応支援を実施します。介護支援専門員や地域の関係機関等と連携し、高齢者の支援体制づくりや介護支援専門員への支援を行います。
老人保護措置事業	環境上の理由及び経済上の理由により、在宅生活を営むのに支障のある高齢者に老人福祉法に定める措置を実施します。
生活支援体制の整備	地域で高齢者を支援する多様な関係主体が集まる協議体の設置や生活支援コーディネーターと連携し、地域資源の把握やサービス提供主体をはじめとする関係者間のネットワーク構築に取り組みます。

(2) 地域における要介護者に対する支援

取組	取組内容
認知症施策の推進	・認知症サポーターの養成 ・成年後見制度の普及啓発と利用支援 ・認知症の方を介護する家族の相談 ・認知症カフェの実施 ・認知症初期集中支援チームの実施 ・見守り愛ネットワーク事業の実施
高齢者の総合相談	地域包括支援センターにおいて、介護者への身近な相談場所として相談を受け付けます。
ふれあい収集	家庭から排出されるごみを集積所まで持ち出すことが困難な要介護者を支援するため、収集作業員が戸別訪問し、家庭ごみなど収集します。



(3) 高齢者の健康不安に対する支援

取組	取組内容
介護予防事業	各種介護予防教室や高齢者交流事業を実施し、要支援・要介護状態に陥るリスクの高い高齢者に対して、介護予防の取組の普及啓発を行います。
高齢者のうつ病の早期発見 【再掲】*	ひとり暮らし高齢者の訪問等の機会を活用して、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。

*【初出】基本施策5 (1)精神保健医療サービスの体制の整備

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

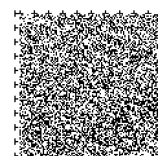
取組	取組内容
高齢者見守り活動	支援が必要な高齢者への声かけ、見守り活動を推進します。また、民生委員や地域見守り協力員による見守り活動を行い、支援を必要とする方を支援窓口につなげます。
緊急通報体制等の整備	対象者に緊急通報装置を貸与し、ひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者等の緊急連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をします。
高齢者生きがい活動支援	老人クラブ連合会及びシルバー人材センターの活動を支援し、円滑な運営を促進することによって、高齢者の社会参加や生きがいづくりを進めます。
居場所づくりのための支援	介護予防教室や岩出げんき体操応援講座、高齢者交流事業を実施し、高齢者等の生きがいづくりや健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を図ります。

重点施策2 生活困窮者に関わる自殺対策の推進

様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、効果的な生活困窮者支援対策が、包括的な生きる支援としての自殺対策にもなります。このため、生活困窮者の自殺対策は、生活困窮者自立支援制度に関わる関連部署と連携して、自立相談支援等と連動させて効果的に推進します。

(1) 相談支援

取組	取組内容
ふれあいなんでも相談の案内 【再掲】*	社会福祉協議会が行うふれあい相談や税務相談、民事・登記相談のふれあい専門相談、弁護士相談についても案内します。



取組	取組内容
多重債務解決支援 【再掲】**	多重債務を抱える人に対し、相談員が個別の相談に応じ、考えられる解決方法を検討・助言します。また、関係機関等と連携を図り、必要に応じて専門機関を紹介・案内します。

【初出】基本施策4 (2)ハラスメント防止 **【初出】基本施策6 (6)多重債務等に関する相談

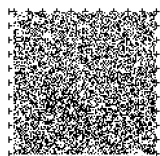
(2) 居場所づくりや生活支援

取組	取組内容
生活保護制度	生活保護法に基づき、生活に困窮する人に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に事業を行います。
生活福祉資金貸付	社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付を行うことにより、経済的自立を助長し、生活の安定促進を図ります。
生活困窮者の支援	生活困窮からくる年金・保険料等の滞納による自殺を防ぐために納税相談等で生活困窮者等を把握した場合は、生活困窮者の相談窓口と連携し、住居確保及び就労支援を進められるよう支援します。
居場所づくりの推進【再掲】*	生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者等、孤立のリスクを抱える人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、居場所づくりを進めます。

*【初出】基本施策7 (4)ひきこもり当事者等への支援

(3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

取組	取組内容
税及び各種料金徴収業務と連携した生活困窮者の把握と支援	納税相談等から把握した生活問題について、関係機関と連携した支援を行います。
国民年金事業	法定受託事務の実施及び年金事務所と協力・連携しながら窓口や電話による相談、制度周知、年金保険料の免除や納付猶予等の手続きなどを行います。
各種医療費助成事業	高額療養費や福祉医療など各種制度の実施を通して、医療費の負担の軽減を図ります。
就学奨励費扶助事業	就学困難児童生徒の保護者及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者への教育費の援助を通して、負担の軽減を図ります。
生活困窮者の支援 【再掲】*	生活困窮からくる年金・保険料等の滞納による自殺を防ぐために納税相談等で生活困窮者等を把握した場合は、生活困窮者の相談窓口と連携し、住居確保及び就労支援を進められるよう支援します。



取組	取組内容
生活困窮者自立 相談支援	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるもので、その人の状態に応じて個別に検討し、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。
児童扶養手当の 支給【再掲】**	児童を監護している父母または父母に代わって児童を養育している方(養育者)に手当を支給します。

*【初出】重点施策2 (2)居場所づくりや生活支援 **【初出】基本施策7 (11)遺された人の支援の充実

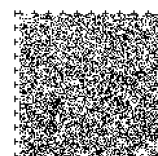
重点施策3 勤務者・経営者に関わる自殺対策の推進

国の「働き方改革実行計画」により、全国的に長時間労働の是正が図られることが期待されています。本市においても、長時間労働是正の機運醸成のため、周知啓発を図るとともに、職場におけるハラスメントの防止やメンタルヘルス対策等を促進することで、今後も仕事と家庭の両立ができるより良い職場環境づくりを推進します。

(1) 長時間労働の是正等、働き方の見直しに向けた取組の推進【再掲】*

取組	取組内容
ワーク・ライフ・ バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの取組事例等をパンフレット等で紹介し、意識啓発を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。
多様で柔軟な 働き方の推進	多様で柔軟な働き方の取組事例等をパンフレット等で紹介し、意識啓発を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。
勤務問題の現状 や対策について の周知・啓発	関係団体と連携を図りながら、市内企業・団体に対して勤務問題の現状や対策の必要性等を周知・啓発します。

*【初出】基本施策4 (1)長時間労働の是正等、働き方の見直しに向けた取組の推進



(2) ハラスメント防止【再掲】*

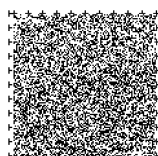
取組	取組内容
ハラスメント防止に関する情報提供及び周知啓発	各種ハラスメントに関する情報を提供し、併せて相談窓口の周知を図ります。また、商工会において会員を対象に毎年人権研修を行う中で、ハラスメントに関する情報を提供し、理解促進・普及啓発を行います。 職場でのパワハラ等を含めた各種問題の相談窓口である労働相談の情報提供を行い、職場でのトラブルを早期に解決することにより、こころの健康確保と自殺等の予防を図ります。
ふれあいなんでも相談の案内	社会福祉協議会が行うふれあい相談や税務相談、民事・登記相談のふれあい専門相談、弁護士相談についても案内します。

*【初出】基本施策4 (2)ハラスメント防止

(3) 職場におけるメンタルヘルスの推進【再掲】*

取組	取組内容
働く人のこころの健康に関する情報提供	関係団体のメンタルヘルス対策事業の情報提供を行うことで、労働者の心身の健康を保持増進します。
自殺対策従事者等へのこころのケアの推進	労働安全衛生法に基づき、職員等のストレスチェックを実施し、職員のメンタル不調の未然防止を図ります。また、職員のストレス未然防止のため、衛生管理者によるこころや体の相談（ニコニコ相談）を実施します。
職員研修 (メンタルヘルス研修)	メンタルヘルス研修の実施により、市職員の心身の健康管理を図ります。

*【初出】基本施策4 (3)職場におけるメンタルヘルスの推進



重点施策4 無職者・失業者に関わる自殺対策の推進

無職者・失業者は、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障害や人間関係の問題等を抱えている場合もあります。勤労世代の無職者・失業者は社会的に排除されやすく、自殺リスクが高いといえます。無職者・失業者の自殺対策は、就職支援など職業的自立を支援するとともに、経済的な自立のみならず、日常生活や社会生活における自立を支援します。また、無職者・失業者のための相談ができる居場所づくりを引き続き推進します。

(1) 失業者等に対する相談窓口等の充実

取組	取組内容
生活困窮者自立相談支援【再掲】*	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるもので、その人の状態に応じて個別に検討し、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。
失業者等への相談窓口の周知	失業者等の相談窓口について、案内できるように周知に努めます。
生活福祉資金貸付【再掲】**	社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付を行うことにより、経済的な自立を助長し、生活の安定促進を図ります。

*【初出】重点施策2 (3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動 **【初出】重点施策2 (2) 居場所づくりや生活支援

(2) 職業的自立へ向けた若者への支援の充実

取組	取組内容
若者への就職支援【再掲】*	関係機関と協力して、就職支援セミナーや就職フェアを開催します。また、必要に応じて若者の就職をサポートする窓口を案内します。

*【初出】基本施策6 (3) 子どもや若者に関する相談

(3) 無職者・失業者の居場所づくり等の推進

取組	取組内容
居場所づくりの推進【再掲】*	生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者等、孤立のリスクを抱える人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、居場所づくりを進めます。

*【初出】基本施策7 (4) ひきこもり当事者等への支援

